

令和元年10月1日から

「保育の必要性の認定」を受けた3歳から5歳までの子ども(4月1日時点の年齢)の利用料が無償となります。

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する子ども

【対象者・利用料】

○無償化の対象となるためには、ご利用の施設等を通じて、松前町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- 保育所、認定こども園、幼稚園※、企業主導型保育事業を利用していない子どもが対象です。

※ 松前町立幼稚園は預かり保育を行っていないため、認可外保育施設等を併用した場合も月額11,300円まで無償化されます。

- 主に利用している施設を通じて、認定のための申請書と保育の必要性を証明する書類(勤務証明書等)をご提出ください。

- 保育の必要性とは、就労や妊娠・出産等の事由により保護者が家庭で保育できないことをいいます。

○3歳から5歳までの子どもは月額37,000円まで、0歳から2歳までの市町村民税が所得割、均等割ともに非課税の世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償となります。

- 複数の施設を併用した場合も、上限額の範囲内で無償化の対象となります。

- 利用料に、入園料、給食費、送迎費、実費徴収費などが含まれている場合は、その費用を除いた額が無償化の対象となります。

- 利用料の領収証は請求の際に必要です。大切に保管してください。

◆ 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもについても、3歳から5歳までの保育料が無償となります。

(認可外保育施設や、その他、上記の事業を合わせてご利用の場合は、どちらも無償)

問い合わせ先: 松前町役場 子育て・健康課 保育幼稚園係

TEL: 089-985-4116 FAX: 089-985-4158